

証券コード 6678

平成30年6月11日

株 主 各 位

神奈川県横浜市都筑区仲町台五丁目5番1号

株 式 会 社 テ ク ノ メ デ ィ カ

代表取締役社長

實 吉 政 知

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月27日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
新横浜国際ホテル 南館3階 「ヘンリーハウス」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第31期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第4号議案 | | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | | 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第6号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.technomedica.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

1. 企業の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や企業収益の改善を背景に、緩やかな景気回復基調で推移しました。海外経済についても、米国経済が好調を維持したほか、中国をはじめとする新興国経済にも持ち直しの動きが見られるなど、全体として景気の回復基調を維持しました。

医療機器業界では、平成30年4月に行なわれた診療報酬と介護報酬のいわゆる「ダブル改定」において、手術や検査などに係る本体部分の改定率は0.55%のプラス改定となったものの、薬価や材料価格のマイナス改定により、診療報酬全体としては1.19%の引き下げとなるなど、政府の掲げる「経済・財政再生計画」のもとで、社会保障費の抑制に向けた取り組みは一段と進んでおり、医療施設においては一層の経営効率化が求められております。

このような経営環境の中で、当社では、より円滑で効率的な採血業務をサポートするための機能を強化した「BC・ROBO-8001RFID」の販売を開始いたしました。また、検体検査装置分野においては、メンテナンス機能の充実や運用コストの低減を実現した、血液ガス分析装置の最新モデル「GASTAT-700Modelシリーズ」の販売活動を強化するなど、医療施設の経営効率化に寄与する製品ラインナップを取り揃え、医療の現場に新しい価値を提案するための製品づくりや販売活動に引き続き注力してまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は8,654,247千円(前期比2.3%増加)となりました。なお、総売上高に対する海外売上高の占める割合は、前期比0.8ポイント減少し9.8%となりました。

利益面に関しては、仕入原価の増加や旧型製品の在庫の評価減があったこと等により、売上総利益は4,002,722千円(前期比2.8%減少)となり、販売費及び一般管理費については、前期には採血管準備装置の最新モデルの開発等があったことから研究開発費が前期比で減少し、2,511,080千円(前期比7.0%減少)となり、営業利益は1,491,641千円(前期比5.1%増加)、経常利益は1,490,631千円(前期比6.8%増加)、当期純利益は、前期には決算修正に係る特別損失があったことから、1,308,516千円(前期比185.6%増加)となりました。

品目別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 30 期 (平成29年3月期)		第 31 期 (当事業年度) (平成30年3月期)		前期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
採血管準備装置	千円 3,622,767	% 42.8	千円 3,523,176	% 40.7	千円 △99,591	% △2.7
検体検査装置	534,737	6.3	517,704	6.0	△17,032	△3.2
消耗品等	4,299,734	50.9	4,613,367	53.3	313,633	7.3
合 計	8,457,238	100.0	8,654,247	100.0	197,009	2.3

<採血管準備装置>

当事業年度における採血管準備装置の売上高は3,523,176千円(前期比2.7%減少)となりました。

期中に最新モデルを市場投入して販売の拡大を図ってまいりましたが、更新需要の谷間の時期に差し掛かって販売台数が伸び悩み、国内市場での売上高は3,106,832千円(前期比2.8%減少)、海外市場での売上高は416,343千円(前期比2.2%減少)となりました。

<検体検査装置>

当事業年度における検体検査装置の売上高は517,704千円(前期比3.2%減少)となりました。

主力製品である血液ガス分析装置について、競争力の高い海外メーカーとの競合の中でシェア拡大に努めてまいりましたが、国内市場における売

上高は406,961千円(前期比0.1%減少)、海外市場での売上高は110,742千円(前期比13.2%減少)となりました。

<消耗品等>

当事業年度における消耗品等の売上高は4,613,367千円(前期比7.3%増加)となりました。

国内市場においては、装置の累計販売台数の増加に伴って安定的に売上を伸ばし、売上高は4,294,199千円(前期比8.4%増加)となりました。海外市場においても堅調な販売を維持しましたが、受注および売上計上のタイミングにより、売上高は前期比において減少となる319,167千円(前期比5.9%減少)となりました。

- ② 設備投資の状況
特筆すべき重要な事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区 分	第28期 (平成27年３月期)	第29期 (平成28年３月期)	第30期 (平成29年３月期)	第31期 (当事業年度) (平成30年３月期)
売 上 高(千円)	9,145,139	9,032,422	8,457,238	8,654,247
経 常 利 益(千円)	2,249,664	1,645,558	1,396,309	1,490,631
当 期 純 利 益(千円)	1,429,133	1,197,035	458,128	1,308,516
１株当たり当期純利益（円）	163.14	136.78	53.21	152.04
総 資 産(千円)	15,148,406	14,801,076	14,115,728	15,493,152
純 資 産(千円)	11,578,390	12,081,200	12,168,799	13,017,720

(注) 第28期の各数値については、訂正後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

少子化・高齢化の速度が速い我が国では、医療費の増大が国家財政上の大きな負担となり、医療保険財政の悪化に対応するための医療財政の緊縮化、医療費適正化政策の維持・強化等、政府の医療費抑制政策が継続して推進されております。

臨床検査医療費は、医療保険制度のもと、診療体系による支払制度が基準となっておりますため、制度改革論議のもとにおいて恒常的に２年毎におこなわれる診療報酬の改定は、医療機関の収入に影響し、必然的に当社が主要なターゲットとしている臨床検査市場全体へと響くことが予想されます。

また医療施設では、臨床検査装置の自動化、ブランチラボ（注１）やFMS（注２）方式による検査の外注・委託の増加、医療施設の統廃合が引き続きおこなわれ、今後益々の値下げ要請およびメーカー間の競争が激しくなると予想されます。

医療施設におけるコスト削減および効率化がおこなわれていく一方、医療の安全への関心の高まり、質の向上、QOL（注3）を重視する風潮は強まり、病気の診断治療から予防へ、治療技術からQOL重視へと医療の質が転機を迎えつつある現在、医療機器メーカーについても新たな視座に立ち、その在り方を検討することが必要とされております。

このような見通しの中、医療財政やQOLの観点からも、長期療養を要する生活習慣病やストレス診断等のセルフケア、プライマリーケアを実施できるよう、今後も保険点数の影響に左右されにくい検体検査装置やヘルスケア製品の研究開発に引続き注力をしてまいります。

医療施設でのコスト削減および業務効率化に寄与する採血管準備装置については、付加価値の高い新製品の積極的な営業活動を展開してまいります。

一方で、医療費抑制政策が推進される中で、国内市場における案件数は飽和状態に達しつつあることから、海外ニッチマーケットへの進出による販路の拡大を図るべく、世界市場で競争できる製品の開発を進めてまいります。

また、役職員のコンプライアンス意識の向上、内部統制・ガバナンス体制の改善についても、当社が対処すべき最重要課題の一つと位置づけ、引き続き真摯に取り組んでまいります。

（注1）ブランチャボ

受託先（検査センター）が病院内のスペースに新たに検査室を作るというものです。

（注2）FMS（Facility Managed System）方式

臨床検査を担当する技師およびそのスペースは病院側から提供されるが、分析装置などの設備、試薬や消耗品等のランニングコストおよび、検査部運営のためのノウハウは受託先の検査センターが負担するシステムであります。

（注3）QOL（Quality Of Life）

人間が日常生活上で必要とされている満足感、幸福感、安定感を規定している様々な要因のことです。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社は、臨床検査用分析装置および医療機器の研究開発、製造、販売、輸出およびこれら装置で使用する消耗品の製造、販売を主たる業務とし、さらにこれら装置の保守サービス等の事業活動を展開しております。

主要な製品は次のとおりであります。

品 目	主 な 製 品
採血管準備装置	採血管準備装置とその周辺機器である採血・採尿自動受付機、採血台搬送表示システム、自動検体仕分け装置、自動尿分取装置、一般検査前処理装置、P I S 患者認識システムおよびアンプルラベラー
検体検査装置	血液ガス分析装置、ハンディ型血液ガス分析装置、電解質分析装置および赤血球沈降速度測定機、ヘルスケア製品、糖度酸度分析装置および養液測定装置
消 耗 品 等	採血管準備装置、検体検査装置で使用する採血管、ラベル、日常校正イオン電極用常用標準血清、センサーカード、ガストロール、キャリブレーション用バック、ハルンカップ、採血管準備装置および検体検査装置の保守

(6) 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

本社 神奈川県横浜市
支店 名古屋（名古屋市千種区）
大阪（大阪市淀川区）
福岡（福岡市博多区）
営業所 札幌（札幌市中央区）
仙台（仙台市泉区）
甲信越（長野県松本市）
北関東（さいたま市大宮区）
広島（広島市中区）
松山（愛媛県松山市）

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
207（56）名	24名増（増減なし）	39.3歳	10.7年

（注）1．使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．使用人数が前事業年度末と比べて24名増加した主な理由は、全国拠点においてサービス体制の強化をおこなったことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 35,040,000株

② 発行済株式の総数 8,760,000株

（注）発行済株式の総数には、自己株式193,473株が含まれております。

③ 株主数 2,526名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
實 吉 繁 幸	1,409,900株	16.45%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY （常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	1,099,800株	12.83%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	465,300株	5.43%
鈴 木 索	438,000株	5.11%
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	305,000株	3.56%
株 式 会 社 オ ー ト ニ ク ス	273,600株	3.19%
重 田 康 光	253,500株	2.95%
鈴 木 満 寿 世	251,600株	2.93%
平 澤 修	244,200株	2.85%
テ ク ノ メ デ ィ カ 従 業 員 持 株 会	193,800株	2.26%

（注）持株比率は自己株式（193,473株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	實 吉 政 知	－
取 締 役	平 澤 修	研 究 開 発 本 部 長
取 締 役	松 本 俊 一	設 計 本 部 長
取 締 役	武 田 真 人	営 業 本 部 長 兼 本 社 営 業 部 長
取 締 役	井 上 淳	マ ー ケ テ ィ ン グ 部 長
取 締 役	萩 原 一 志	経 営 管 理 本 部 長 兼 経 営 企 画 室 長
取締役（常勤監査等委員）	津 川 和 人	－
取締役（監査等委員）	倉 島 君 夫	－
取締役（監査等委員）	安 酸 庸 祐	ときわパートナーズ法律事務所 弁護士
取締役（監査等委員）	尾 関 純	公認会計士尾関会計事務所 代表

- (注) 1. 倉島君夫氏、安酸庸祐氏、尾関純氏は、社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員である取締役4名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 3. 監査等委員による情報収集の効率を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
 4. 当社は、取締役倉島君夫氏、安酸庸祐氏、尾関純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
皆 川 公 一	平成29年6月28日	任 期 満 了	取締役（常勤監査等委員）
高 良 高	平成29年6月28日	任 期 満 了	取締役（監査等委員）
水 野 宏 治	平成29年6月28日	任 期 満 了	取締役（監査等委員）

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	6 名	88,017千円
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	7 名 (5 名)	20,126千円 (12,087千円)
合 計 （ う ち 社 外 取 締 役 ）	13名 (5 名)	108,143千円 (12,087千円)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月28日付で任期満了により退任した監査等委員である取締役3名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、平成29年6月28日開催の第30回定時株主総会の決議に基づき、同総会の終結の時をもって退任した監査等委員である取締役に対し、役員退職慰労金を以下の通り支給しております。
- ・監査等委員である取締役3名に対し6,635千円
 - ・上記のうち社外役員2名に対し3,135千円

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）安酸庸祐氏は、ときわパートナーズ法律事務所に所属する弁護士であります。また、取締役（監査等委員）尾関純氏は、公認会計士尾関会計事務所の代表であります。

ときわパートナーズ法律事務所および公認会計士尾関会計事務所と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 (監査等委員) 津 川 和 人	平成29年6月28日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てと、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。必要に応じて、化学メーカーの人事・総務部門における豊富な経験と見識を有する取締役として発言をおこなっております。
取締役 (監査等委員) 倉 島 君 夫	当事業年度に開催された取締役会15回中14回と、監査等委員会14回中13回に出席いたしました。必要に応じて、外資系医薬品製造販売会社の日本法人代表としての豊富な経験と見識を有する取締役として発言をおこなっております。
取締役 (監査等委員) 安 酸 庸 祐	当事業年度に開催された取締役会15回中14回と、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。必要に応じて、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有する取締役として発言をおこなっております。
取締役 (監査等委員) 尾 関 純	平成29年6月28日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てと、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。必要に応じて、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有する取締役として発言をおこなっております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人シドー

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の活動内容および報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画、報酬見積りの算出根拠が適正であることを確認したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 平成27年6月25日）

- ① 取締役および使用人（＝社員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ．取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
 - ロ．取締役の職務執行にあたっては、取締役相互で監視するほか、監査等委員会による監査を受ける。
 - ハ．業務部門から独立した代表取締役直轄部門の内部監査室による内部監査を実施し、法令および定款に反する行為の有無の監視をおこなう。
 - ニ．法令違反又は社内ルール違反を役職員が発見した場合の報告体制をコンプライアンス規程において整備することにより、通報者の保護に配慮した内部通報制度を構築する。
 - ホ．コンプライアンスの取り組みは経営企画室が統括し、『倫理規程および行動規範』および『コンプライアンス規程』の徹底を図るべく、使用人（＝社員）教育等を、同部門を中心としておこなう。
 - ヘ．使用人（＝社員）の職務の執行状況を定期的に各部門長へと報告させ、取締役は使用人（＝社員）の職務執行状況が、法令および定款等に適合しているかを監視する。
 - ト．財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、経理業務に関する規程を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを識別し、予防および牽制機能の整備・運用・評価を継続して不備があればは正していく体制を整備する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ．経営企画室を主担当部門とし、リスクの洗い出しと見直し、対応策の策定を継続的に進める。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスクの管理とリスクの極小化を図るとともに、万が一不測の事態が発生した場合においては、予め定めている『トップへの緊急報告制度』に則り、速やかに代表取締役へ報告し、代表取締役を責任者として、速やかに必要な対策を講じる。

ロ．リスク発生の可能性を認識したうえで、リスク発生の回避あるいは極小化および発生した場合の対策を講じる。

③ 取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

イ．取締役の職務執行は、所定の規程に沿って策定される経営計画に則りおこなう。その計画の履行状況は経営会議（＝全国責任者会議）にて確認する。

ロ．取締役の職務執行の効率性を確保するための体制として、職務分掌規程および権限規程に従って取締役は業務を執行し、毎月定期的に取締役会を開催し、各取締役から職務の執行状況について報告するとともに、必要に応じて随時に臨時取締役会の開催をおこなう。

④ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

代表取締役は、『文書取扱規程』に従って、取締役・社員が適切に各種議事録等、取締役の職務執行にかかる情報および文書（電磁的記録を含む）を整備し、保存・管理するように指導する。取締役および監査等委員は、必要に応じて当該文書を閲覧することができる。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（＝社員）に関する事項、当該使用人（＝社員）の他の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会から職務補助者（監査等委員会スタッフ）の設置について要請があった場合には、監査等委員と他の取締役が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査等委員会スタッフとして配置するものとする。当該スタッフは、監査等委員会スタッフ業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。また、当該スタッフの人事考課については監査等委員会がおこない、人事異動については、監査等委員会の事前同意を得たうえで決定するものとし、他の取締役からの独立性を確保する。

⑥ 取締役および使用人（＝社員）が監査等委員会に報告するための体制ならびに報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．取締役および使用人（＝社員）は、監査等委員が出席する取締役会・経営会議（＝全国責任者会議）等において、その担当する職務の執行状況について報告するとともに、随時、各監査等委員の求めに応じて業務執行状況の報告をおこなう。

ロ. 取締役および使用人（＝社員）は、法令等に違反する事項あるいは当社に著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項が発生した場合は、監査等委員に対して遅滞なく報告する。

ハ. 監査等委員に報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由に不利益取扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

イ. 監査等委員は取締役会のみならず他の重要と判断される社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて他の取締役に対して必要な調査・報告等の要請をおこなう。

ロ. 監査等委員は、緊急の問題が発生した場合は、会計監査人と随時相談をおこなう。

ハ. 監査等委員は、代表取締役との間において定期的な意見交換会を設定する。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務室において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 平成27年6月25日付で監査等委員会設置会社へと移行し、監査等委員による取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、経営の透明性、効率性の向上を図っております。

② 当事業年度において取締役会を15回開催し、経営の基本方針に係る重要事項を決議するとともに、各取締役の職務の執行状況等につき監督をおこなっております。

- ③ 当事業年度において、取締役、監査等委員ならびに本社各部署・支店・営業所の責任者の出席のもと「全国責任者会議」を4回開催し、経営計画の進捗についての確認、重要情報の共有等をおこなっております。
- ④ 監査等委員会、会計監査人並びに内部監査室が、必要に応じて随時会合を持ち、相互に監査範囲・結果・状況等についての情報共有と交換をおこなっております。
- ⑤ 代表取締役および取締役は、各種法令、コンプライアンスの遵守に向けた取り組みを最重要課題と認識し、教育研修をはじめ啓蒙を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つと位置付けて、経営環境、業績に裏付けられた成果の配分と、内部留保額の決定をおこなうことを基本方針としております。

各事業年度における配当の回数につきましては、期末配当のみ1回を基本としておりますが、業績の状況に応じて中間配当制度を活用し、株主の皆様への適切な利益還元を図りたいと考えております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をおこなうことができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保金につきましては、激変する社会の変化、医療の変化に迅速に対応すべく、不断の技術革新に努め、市場ニーズに対応した新規性のある製品の研究開発やグローバルな事業戦略の展開を積極的におこなうために有効投資をし、収益の向上を図り株主の皆様へ還元してまいりたいと考えております。

貸 借 対 照 表

(平成30年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,973,212	流 動 負 債	2,181,239
現金及び預金	9,327,288	買 掛 金	1,233,279
受 取 手 形	189,334	未 払 金	156,171
電子記録債権	284,159	未 払 費 用	62,456
売 掛 金	2,747,734	未 払 法 人 税 等	340,453
商品及び製品	921,975	未 払 消 費 税 等	76,053
仕 掛 品	181,964	前 受 金	78,592
原材料及び貯蔵品	91,598	預 り 金	8,693
前 払 費 用	28,663	賞 与 引 当 金	120,278
繰延税金資産	190,299	役員賞与引当金	26,675
そ の 他	11,756	前 受 収 益	76,950
貸倒引当金	△1,560	そ の 他	1,637
固 定 資 産	1,519,939	固 定 負 債	294,192
有 形 固 定 資 産	1,256,463	退職給付引当金	126,310
建 物	379,035	役員退職慰労引当金	120,590
構 築 物	523	製品保証引当金	6,934
機 械 及 び 装 置	57,566	そ の 他	40,356
工 具 器 具 備 品	32,010	負 債 合 計	2,475,432
土 地	787,326	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	19,115	株 主 資 本	13,017,720
電 話 加 入 権	1,177	資 本 金	1,069,800
商 標 権	66	資 本 剰 余 金	967,926
ソフトウエア	17,871	資 本 準 備 金	967,926
投資その他の資産	244,360	利 益 剰 余 金	11,382,780
出 資 金	7,510	利 益 準 備 金	18,483
長期前払費用	38,257	その他利益剰余金	11,364,296
繰延税金資産	97,938	別 途 積 立 金	7,800,000
そ の 他	100,654	繰越利益剰余金	3,564,296
資 産 合 計	15,493,152	自 己 株 式	△402,786
		純 資 産 合 計	13,017,720
		負 債 純 資 産 合 計	15,493,152

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,654,247
売 上 原 価		4,651,525
売 上 総 利 益		4,002,722
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,511,080
営 業 利 益		1,491,641
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	298	
受 取 配 当 金	1,389	
そ の 他	1,065	2,753
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	95	
為 替 差 損	259	
そ の 他	3,408	3,763
経 常 利 益		1,490,631
特 別 利 益		
還 付 消 費 税 等	64,253	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	171,944	236,197
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	24	
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	14,320	
訴 訟 関 連 費 用	41,692	56,038
税 引 前 当 期 純 利 益		1,670,791
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	503,826	
法 人 税 等 還 付 税 額	△91,405	
法 人 税 等 調 整 額	△50,146	362,274
当 期 純 利 益		1,308,516

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から）
（平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,069,800	967,926	—	967,926	18,483	7,300,000	3,130,659	10,449,143
当期変動額								
剰余金の配当							△370,218	△370,218
当期純利益							1,308,516	1,308,516
別途積立金の積立						500,000	△500,000	—
自己株式の取得								
自己株式の処分			△4,661	△4,661				
自己株式処分差損の振替			4,661	4,661			△4,661	△4,661
当期変動額合計	—	—	—	—	—	500,000	433,636	933,636
当期末残高	1,069,800	967,926	—	967,926	18,483	7,800,000	3,564,296	11,382,780

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△318,069	12,168,799	12,168,799
当期変動額			
剰余金の配当		△370,218	△370,218
当期純利益		1,308,516	1,308,516
別途積立金の積立		—	—
自己株式の取得	△141,547	△141,547	△141,547
自己株式の処分	56,831	52,169	52,169
自己株式処分差損の振替		—	—
当期変動額合計	△84,716	848,920	848,920
当期末残高	△402,786	13,017,720	13,017,720

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品、仕掛品および原材料 …月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	: 8～38年
構築物	: 15～20年
機械及び装置	: 7～12年
工具器具備品	: 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

商標権

商標権については、定額法（償却期間10年）を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 製品保証引当金……………販売済み製品の無償でおこなう消耗部品の取替費用に充てるため、販売台数を基準として過去の実績率により算定した額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 778,788千円 |
| (2) 取締役に対する金銭債務 | 4,104千円 |

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普 通 株 式	8,760,000株	—	—	8,760,000株
自己株式				
普 通 株 式	150,273株	70,050株	26,850株	193,473株

(注) 1. 普通株式の自己株式の減少26,850株は、平成29年12月8日に実施した当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加のうち150株については、当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬の返戻によるものであり、69,900株については、平成29年5月15日発表「当社元取締役による不正行為の調査結果に関するお知らせ」に係る債権回収によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成29年6月28日開催の第30期定時株主総会決議による配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	370,218	43	平成29年3月31日	平成29年6月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	385,493	45	平成30年3月31日	平成30年6月28日

(3) 当事業年度末日における新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金需要は、生産活動に必要な運転資金、事業規模の成長に応じて製品および消耗品の出荷・検品作業並びに研究開発施設の増設をおこなうための設備投資資金、市場の潜在需要を掘り起こす新しい価値をもった独創的新製品の開発および既存製品の製品競争力強化のための研究開発資金が主な内容であります。当社では資金の使途、目的に応じ、営業活動から得られるキャッシュ・フローや金融機関からの借入等、調達方法を組み合わせ、資金の確保に努めております。また、保有資金の運用は極めて安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程および債権管理規程に従い、取引単位で期日管理と残高管理をおこなっております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の取締役会規程に従い、出資単位で出資の可否および継続の判断をおこなっております。

営業債務である買掛金は、概ね1年以内の支払期日であります。

営業の主たる目的以外の取引に関する債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当事業年度の決算日）における、貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	9,327,288	9,327,288	—
(2) 受取手形	189,334	189,334	—
(3) 電子記録債権	284,159	284,159	—
(4) 売掛金	2,747,734		
貸倒引当金	△1,560		
売掛金（純額）	2,746,173	2,746,173	—
(5) 買掛金	1,233,279	1,233,279	—
(6) 未払金	156,171	156,171	—
(7) 未払法人税等	340,453	340,453	—
(8) 未払消費税等	76,053	76,053	—
(9) 預り金	8,693	8,693	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 売掛金

時価は、一定の期間ごとに区分した売掛金ごとに、売掛金を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっておりますが、算出した時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、信用リスクは個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを時価とみなしております。

負 債

(5) 買掛金、(6) 未払金、並びに(9) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 未払法人税等、(8) 未払消費税等

短期間で納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	7,510

これらについては、現金を受け取るまでの期間または現金を返還するまでの期間を合理的に見積もることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、前掲の表から除外しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰延税金資産（流動）

未払事業税	17,479千円
賞与引当金	36,805千円
貸倒引当金	477千円
棚卸資産	129,246千円
その他	6,291千円

繰延税金資産（流動）小計	190,299千円
--------------	-----------

繰延税金資産（固定）

製品保証引当金	2,122千円
役員退職慰労引当金	36,900千円
退職給付引当金	38,650千円
未払金	16,214千円
株式報酬費用	1,064千円
その他	2,985千円

繰延税金資産（固定）小計	97,938千円
--------------	----------

繰延税金資産（流動・固定）小計	288,237千円
-----------------	-----------

繰延税金資産合計	288,237千円
----------	-----------

6. 関連当事者との取引に関する注記

役員および個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
			役員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
主要株主（個人）およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱オートニクス	(被所有) 直接 3.1	なし	製造委託等	製品等の購入 (注2)	587,908	買掛金	131,350
				研究開発業務の委託	製品開発業務の委託 (注2)	25,409	未払金	950
				製品販売等	製品等の販売 (注3)	20,582	売掛金	5,172

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 製品等の購入、および研究開発業務の委託については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較の上交渉により決定しており、他の取引先と同様の条件で製品等を購入、および研究開発業務の委託をしています。
3. 製品等の販売については、市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,519円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 152円04銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月28日

株式会社テクノメディア
取締役会 御中

監査法人シドー

指 定 社 員	公認会計士 藤 田 和 重 (印)
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 政 近 克 幸 (印)
業 務 執 行 社 員	

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノメディアの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

株 式 会 社 テ ク ノ メ デ ィ カ 監 査 等 委 員 会

常 勤 監 査 等 委 員	津	川	和	人	㊟
監 査 等 委 員（社外取締役）	倉	島	君	夫	㊟
監 査 等 委 員（社外取締役）	安	酸	庸	祐	㊟
監 査 等 委 員（社外取締役）	尾	関		純	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つと位置付けし、経営環境、業績に裏付けられた成果の配分と、内部留保額の決定をおこなうことを基本方針としております。

期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開および安定配当の維持等を総合的に勘案して、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

1株につき金45円とさせていただきますと存じます。

当社普通株式 1株につき金45円 総額385,493,715円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	さね よし まさ とも 實 吉 政 知 (昭和48年4月1日生)	平成7年4月 株式会社オートニクス入社 平成11年6月 当社入社 平成14年4月 当社総務室長 平成21年6月 当社取締役総務室長 平成25年6月 当社取締役社長補佐 平成26年6月 当社代表取締役社長（現任）	181,300株
2	ひら さわ よしみ 平 澤 修 (昭和28年9月24日生)	昭和52年4月 株式会社常光入社 昭和62年9月 当社入社 取締役開発部長 平成14年4月 当社取締役医療ソリューション開発部長 平成29年4月 当社取締役研究開発本部長（現任）	244,200株
3	まつ もと とし かず 松 本 俊 一 (昭和30年2月3日生)	昭和53年4月 株式会社常光入社 昭和62年9月 当社入社 取締役設計部長 平成29年4月 当社取締役設計本部長（現任）	146,500株
4	たけ だ まさ と 武 田 真 人 (昭和37年2月24日生)	昭和61年4月 株式会社三幸商会入社 平成9年3月 当社入社 平成16年1月 当社名古屋支店長 平成21年6月 当社取締役西日本営業部長兼名古屋支店長 平成26年6月 当社取締役西日本営業部長兼大阪支店長兼名古屋支店長 平成28年8月 当社取締役営業本部長兼本社営業部長（現任）	6,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	いの 井上 じゅん (昭和44年10月24日生)	平成4年4月 山本商会入社 平成6年7月 当社入社 平成16年4月 当社北関東営業所長 平成21年6月 当社取締役東日本営業部長兼北関東営業所長 平成22年4月 当社取締役東日本営業部長兼本社営業部長 平成25年6月 当社取締役営業企画部長 平成28年4月 当社取締役サービス新規事業部長 平成29年4月 当社取締役マーケティング部長（現任）	9,600株
6	つ 津川 かつと 人 (昭和27年4月16日生) 【新任】	昭和52年4月 三井東圧化学株式会社（現三井化学株式会社）入社 平成18年4月 本州化学工業株式会社和歌山工場事務部長 平成19年6月 同社取締役人事総務部長兼和歌山工場事務部長 平成23年6月 同社常務取締役人事総務部長 平成28年6月 同社常務取締役人事総務部長退任 平成29年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	100株

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 津川和人氏は現在、当社の常勤監査等委員であります。当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、監査等委員でない取締役への就任に伴い、本総会終結の時をもって当該契約を終了する予定であります。
3. 實吉政知氏を取締役候補者とした理由は、営業・事務部門の実務経験・統括業務経験を通じて広い見識を持ち、当社の経営者に相応しい経験と能力を有しており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。
4. 平澤修氏を取締役候補者とした理由は、開発部門における当社創業時からの豊富な経験を有し、製品開発に係る意思決定において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。
5. 松本俊一氏を取締役候補者とした理由は、設計部門における当社創業時からの豊富な経験を有し、製品の設計に係る意思決定において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。
6. 武田真人氏を取締役候補者とした理由は、営業部門における豊富な経験を有し、営業部門の統括において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。
7. 井上淳氏を取締役候補者とした理由は、営業部門における豊富な経験を有し、市場分析や販売戦略の立案において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。
8. 津川和人氏を取締役候補者とした理由は、化学メーカーの管理部門における豊富な知見を有し、現在、当社の常勤監査等委員として適切な監督・助言をいただいております、今後は当社の管理部門を統括する取締役として、より一層当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役の安酸庸祐氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査等委員である取締役の津川和人氏は、第2号議案の承認を条件に、監査等委員でない取締役に就任いたします。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	安 酸 庸 祐 (昭和32年12月26日生)	平成5年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 和田隆二郎法律事務所入所 平成16年4月 ときわパートナーズ法律事務所設立 平成28年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	300株
2	松 尾 晋 一 (昭和26年10月11日生) 【新任】	昭和51年4月 北興化学工業株式会社入社 平成17年2月 同社海外開発営業部長 平成23年2月 北興産業株式会社取締役営業本部長 平成25年2月 同社取締役営業本部長退任	一株

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安酸庸祐氏、松尾晋一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安酸庸祐氏は、弁護士としての深い見識を有し、上場企業における顧問弁護士等の経験から企業法務にも精通しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営を監督いただけることを期待し、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって1年9か月となります。
4. 松尾晋一氏は、長年にわたり化学製品メーカーの営業部門等で培った豊富な経験を有し、この見識を当社の監査等に反映いただけるものと期待し、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 安酸庸祐氏、松尾晋一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏を独立役員として指定する予定であります。
6. 安酸庸祐氏、松尾晋一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

監査等委員でない取締役の萩原一志氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、具体的金額や贈呈の時期、方法等は、取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

ふ 氏	り が	な 名	略 歴
はぎ 萩	わら 原	ひと 一 し 志	平成28年9月 当社取締役（現任）

第5号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第2号議案および第3号議案の承認を条件に本総会後も引き続き重任する取締役（監査等委員である取締役を除く。）および現在の監査等委員である取締役に對し、就任時から本総会終結の時までの労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金の打ち切り支給を実施したいと存じます。

なお、支給の時期は各取締役の退任時とし、具体的金額、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役は、以下の通りであります。

ふ 氏	り が	な 名	略 歴
さね 實	よし 吉	まさ 政	とも 知
ひら 平	さわ 澤		よしみ 修
まつ 松	もと 本	とし 俊	かず 一
たけ 武	だ 田	まさ 真	と 人
いの 井	うえ 上		じゅん 淳
つ 津	がわ 川	かず 和	と 人
くら 倉	しま 島	きみ 君	お 夫
やす 安	かた 酸	よう 庸	すけ 祐

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬等の額は平成27年6月25日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

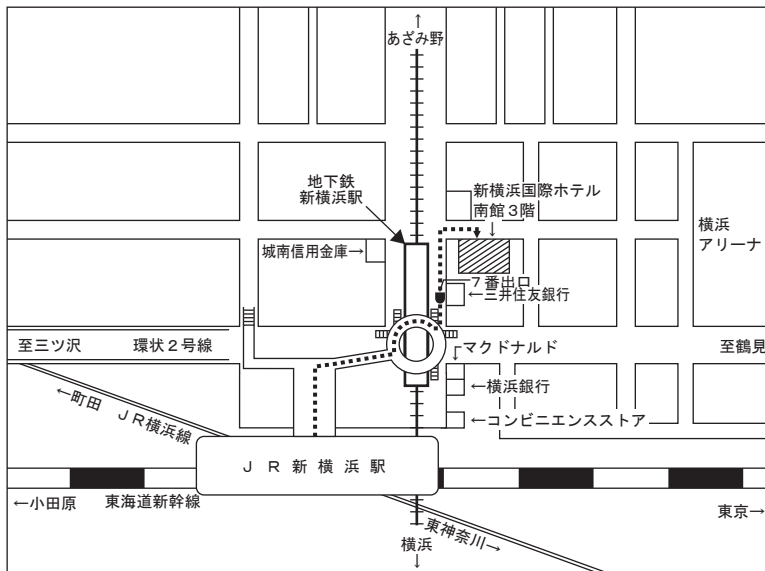
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：横浜市港北区新横浜三丁目18番1号

新横浜国際ホテル南館3階 「ヘンリーハウス」

電話番号 045 (473) 1311



ご利用いただく交通機関

J R新横浜駅・北口より歩行者デッキを利用し徒歩3分

横浜市営地下鉄新横浜駅7番出口より徒歩1分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。